事 務 連 絡 平成30年12月14日

居宅介護支援事業者 各位

小松市予防先進部長寿介護課長

居宅介護支援に係る退院・退所加算の取扱いについて(ご確認)

日頃から、本市の高齢者福祉行政の推進についてご協力いただきありがとうございます。

さて、平成30年度の介護報酬改定に伴い、標記加算の請求につきましては、留意 事項通知に記載のとおり、退院カンファレンスへの参加の有無で加算の単位数が異なっておりますが、加算を算定できる「退院カンファレンス」の出席者の要件について、一部事業所より問合せ等がございましたので、別紙のとおりご確認いただきますよう、よろしくお願い致します。

なお、加算の要件を満たさないにも関わらず既に請求を行っている場合は、過誤調整を行ってくださいますよう、よろしくお願い致します。

記

【資料1】退院・退所加算の取扱いについて

【資料2】介護給付費過誤申立書(兼依頼書)

## 【事務担当】

小松市予防先進部長寿介護課

給付・計画推進担当 TEL: 0761-24-8149

FAX: 0761-23-3243

# 【資料1】退院・退所加算の取扱いについて

退院・退所加算におけるカンファレンスの定義(老企第36号第3の13)

- 13 退院・退所加算について
- (3) その他の留意事項
- ① (2) に規定するカンファレンスは以下のとおりとする。
- イ 病院又は診療所

<u>診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点</u>数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすもの。

口 地域密着型介護老人福祉施設

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日

… (以下 省略)

退院時共同指導料2の注3 (別紙1参照) に記載されているカンファレンスは、「『入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等』<u>の他に、下記の(A)から(E)のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合」</u>が対象となると考えられます。したがって、"退院カンファレンスに参加=(イコール)退院・退所加算もカンファレンスで算定"とはならないことが考えられますので、ご注意ください。

なお、カンファレンスに参加した場合は、居宅サービス計画等(通常は「支援経過記録」)に、当該会議(カンファレンス)等の日時、開催場所、出席者(加算の要件となる役職等の記載も必要)、内容の要点等について記載しておいてください。必要に応じて、サービス担当者会議の要点(第4表)を活用していただいても構いません。

### ●いずれか3者以上が必要な職種等

- (A) 在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等
- (B) 保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士
- (C) 保険薬局の保険薬剤師
- (D) 訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士
- (E)介護支援専門員(介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)又は相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)

### 退院時共同指導料2

#### 注

- 1 保険医療機関に入院中の患者について、当該保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士が、入院中の患者に対して、当該患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院中1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた看護師等又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)と1回以上、共同して行う場合は、当該入院中2回に限り算定できる。
- 2 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医及び在宅療養担当医療機関 の保険医が共同して指導を行った場合に、300 点を所定点数に加算する。ただし、 注3に規定する加算を算定する場合は、算定できない。
- 3 注1の場合において、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員(介護保険法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。) 又は相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条第1項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。) のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、2,000点を所定点数に加算する。
- 4 注1の規定にかかわらず、区分番号A246に掲げる入退院支援加算を算定する 患者にあっては、当該保険医療機関において、疾患名、当該保険医療機関の退院基 準、退院後に必要とされる診療等の療養に必要な事項を記載した退院支援計画を策 定し、当該患者に説明し、文書により提供するとともに、これを在宅療養担当医療 機関と共有した場合に限り算定する。
- 5 区分番号B003に掲げる開放型病院共同指導料(Ⅱ)は別に算定できない。

- (1) 退院時共同指導料1又は退院時共同指導料2は、保険医療機関に入院中の患者 について、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関(以下 この区分において「在宅療養担当医療機関」という。)の保険医又は当該保険医 の指示を受けた当該保険医療機関の保健師、助産師、看護師若しくは准看護師(以 下この区分において「看護師等」という。)、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士が、患者の同意を得て、退院後の在 宅での療養上必要な説明及び指導を、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師 等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福 祉士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中1回に 限り、それぞれの保険医療機関において算定するものである。ただし、特掲診療 料の施設基準等別表第三の一の二に掲げる「退院時共同指導料1及び退院時共同 指導料2を二回算定できる疾病等の患者」であって、当該入院中に2回算定する 場合は、当該2回中1回はそれぞれの保険医療機関の保険医、看護師又は准看護 師が共同して指導すること。なお、当該患者の在宅療養担当医療機関の准看護師 と当該患者が入院中の保険医療機関の准看護師が共同して在宅での療養上必要 な説明及び指導を行う場合には、それぞれの保険医療機関の医師又は看護師の指 示を受けて行うものであること。また、ここでいう入院とは、第1章第2部通則 5に定める入院期間が通算される入院のことをいう。
- (2) 退院時共同指導料は、患者の家族等退院後に患者の看護を担当する者に対して 指導を行った場合にも算定できる。
- (3) 行った指導の内容等について、要点を診療録に記載するとともに、患者又はその家族等に提供した文書の写しを診療録に添付する。
- (4) 退院時共同指導料1の「1」は、在宅療養支援診療所の医師が当該患者に対して、その退院後に往診及び訪問看護により 24 時間対応できる体制等を確保し、在宅療養支援診療所において、24 時間連絡を受ける医師又は看護師等の氏名、連絡先電話番号等、担当日、緊急時の注意事項等並びに往診担当医及び訪問看護担当者の氏名等について、文書により提供した場合に限り算定できる。
- (5) 退院時共同指導料は、退院後在宅での療養を行う患者が算定の対象となり、他の保険医療機関、社会福祉施設、介護老人保健施設、介護老人福祉施設に入院若しくは入所する患者又は死亡退院した患者については、対象とはならない。ただし、退院時共同指導料2の「注4」は、本文の規定にかかわらず、退院後在宅で療養を行う患者に加え、退院後に介護老人保健施設、介護医療院、介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設を含む。)、特定施設(地域密着型特定施設を含む。)又は障害者支援施設(生活介護を行う施設又は自立訓練(機能訓練)を合い。)又は障害者支援施設(生活介護を行う施設又は自立訓練(機能訓練)を行う施設に限る。)、福祉型障害児入所施設若しくは医療型障害児入所施設(以下この区分において「介護施設等」という。)に入所する患者も対象となる。なお、

当該患者が当該保険医療機関に併設する介護施設等に入所する場合は算定することはできない。

- (6) 退院時共同指導料1の「注2」に規定する加算は、当該患者が厚生労働大臣の 定める特別な管理を必要とする者であった場合、1人の患者に対して入院中1回 に限り算定できる。ただし、厚生労働大臣が定める疾病等の患者については当該 入院中に2回に限り算定できる。
- (7) 退院時共同指導料2の「注1」は、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士と在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴 覚士が共同して行った場合に算定する。
- (8) 退院時共同指導料1の「注1」においては当該患者の在宅療養担当医療機関又 は入院中の保険医療機関のいずれか、退院時共同指導料2の「注1」においては 当該患者の在宅療養担当医療機関、在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受け た訪問看護ステーション又は入院中の保険医療機関のいずれかが、「基本診療料 の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(平成30年3月5 日保医発 0305 第2号) | の「別添3 | の「別 紙2 | に掲げる医療を提供してい るが医療資源の少ない地域に属する保険医療機関(特定機能病院、許可病床数が 400 床以上の病院、DPC対象病院及び一般病棟入院基本料に係る届出において 急性期一般入院料1のみを届け出ている病院を除く。) 又は訪問看護ステーショ ンであって、やむを得ない事情により、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは 看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは 社会福祉士又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステー ションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 が入院中の保険医療機関に赴くことができないときは、リアルタイムでの画像を 介したコミュニケーション(以下この区 分において「ビデオ通話」という。)が 可能な機器を用いて共同指導した場合でも算定可能である。
- (9) 退院時共同指導料2の「注3」に規定する加算は、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員のいずれかのうち3者以上と共同して行った場合に算定する。

- (10) (9)における共同指導は、当該患者が入院している保険医療機関と在宅療養担当医療機関等の関係者全員が、患者が入院している保険医療機関において共同指導することが原則であるが、やむを得ない事情により在宅療養担当医療機関等の関係者のいずれかが、患者が入院している保険医療機関に赴くことができない場合に限り、ビデオ通話が可能な機器を用いて参加したときでも算定可能である。ただし、この場合であっても、在宅療養担当医療機関等のうち2者以上は、患者が入院している保険医療機関に赴き共同指導していること。
- (11) 退院時共同指導料2の「注3」に規定する指導と同一日に行う「注2」に規定する指導に係る費用及び区分番号「B005-1-2」介護支援等連携指導料は、「注3」に規定する加算に含まれ、別に算定できない。
- (12) 退院時共同指導料2の「注4」は、地域連携診療計画と同等の事項(当該医療機関の退院基準、退院後に必要とされる診療等)に加えて退院後の在宅又は介護施設等での療養上必要な指導を行うために必要な看護及び栄養管理の状況等の情報を当該患者及び家族に別紙様式50を参考に文書で説明し、退院後の治療等を担う他の保険医療機関のほか、訪問看護ステーション、介護施設等と共有すること。
- (13) (8)及び(10)において、患者の個人情報を当該ビデオ通話の画面上で共有する際は、患者の同意を得ていること。また、保険医療機関の電子カルテなどを含む医療情報システムと共通のネットワーク上の端末において共同指導を実施する場合には、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に対応していること。
- (14) 退院時共同指導料2については、入院中の保険医療機関の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指導等を行った場合は、同一日に区分番号「B006-3」退院時リハビリテーション指導料は別に算定できない。また、入院中の保険医療機関の薬剤師が指導等を行った場合は、同一日に区分番号「B014」退院時薬剤情報管理指導料は別に算定できない。
- (15) 同一日に退院時共同指導料2と区分番号「B006-3」退院時リハビリテーション指導料又は区分番号「B014」退院時薬剤情報管理指導料を算定した場合は、診療報酬明細書の摘要欄に、共同指導を行った者の職種及び年月日を記載すること。